



一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

# 「著作物の利用環境整備は進んだか」

～授業目的公衆送信補償金制度から3年を経て教育現場から見える課題～  
・著作権制度の理解が「創作」を促す！

2023年11月30日

於：千葉大学アカデミック・リンク・センター

山口大学特命教授 久保田 裕

(一社)コンピュータソフトウェア著作権協会 専務理事





# 講師「皆さん、好きな著作物はありますか？」

## 久保田 裕(くぼた ゆたか)

一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS) 専務理事

その他: 山口大学特命教授、 国士舘大学・東京工芸大学非常勤講師

公益社団法人 著作権情報センター 理事

特定非営利活動法人 全国視覚障害者情報提供施設協会 理事

特定非営利活動法人 ブロードバンドスクール協会 情報モラル担当理事

公益社団法人 日本文藝家協会知的財産権委員会委員

■「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」有識者委員

「大村はま記念国語教育の会」会員

外部会議委員等:

(株)サーティファイ著作権検定委員会 委員長

(一社)日本eスポーツ連合(JeSU)

コンプライアンス委員会 委員

東京工芸大学 知的財産アドバイザー

茗溪学園中学高校 特命校長補佐

練馬区ラグビーフットボール協会 副理事長





# 著作権・情報モラル教育の際に伝えたいこと

✎ 情報社会の進展(DX・メタバース等)により、著作権をはじめとする情報関連法は毎年のように法改正がなされ、ダイナミックに変容している

✎ 情報社会に参画し、企業活動・文化活動、教育、スポーツ、健康福祉振興などに貢献するための5つのスキル

- ① 現在の「法律ルール」を知ること(ルールを知ること)
- ② 「法律ルール」を作ること(ルールを作ること)
- ③ 「契約・ライセンス」をすること(ルールを使いこなすこと)
- ④ 「司法制度」を活用すること(ルールを使いこなすこと)
- ⑤ 「国際的な問題」に対応すること

**■モラルとルールを混同しないこと**





## (参考)DXとは

 DX(デジタルトランスフォーメーション)の意義

### DXの定義

「世の中の仕組みとしての情報システムを、最新の情報技術を活用し、全ての人々がよりよい生活ができるように改革していくこと」

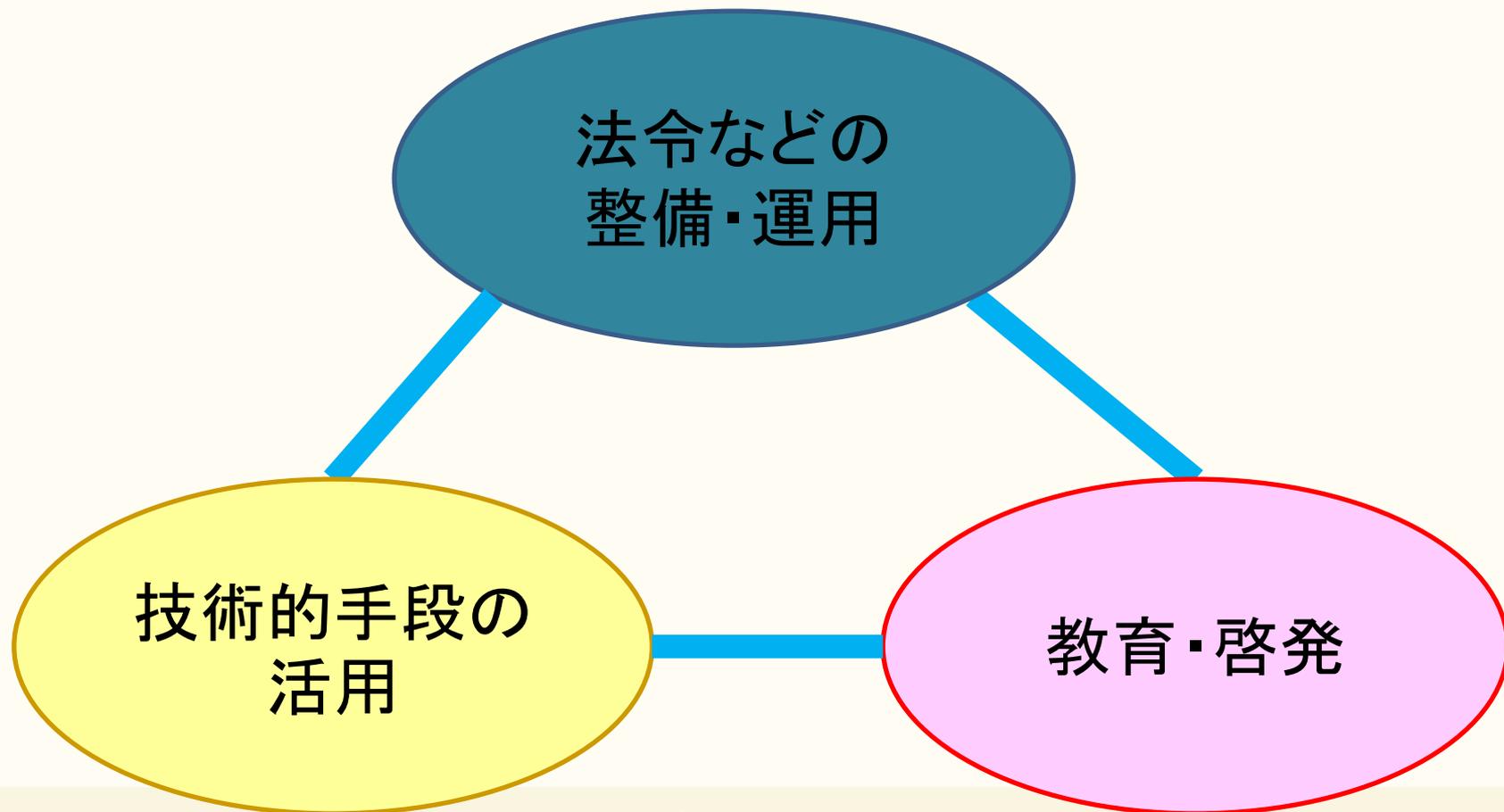
最新の情報技術は、情報の伝達・蓄積・処理を、  
きわめて高速に、きわめて正確に、低い限界コストで  
実行していくことを可能にする





# 著作物・情報保護と適正な流通「情報の価値がわかる社会づくり」

## バランスの取れた実施が必要





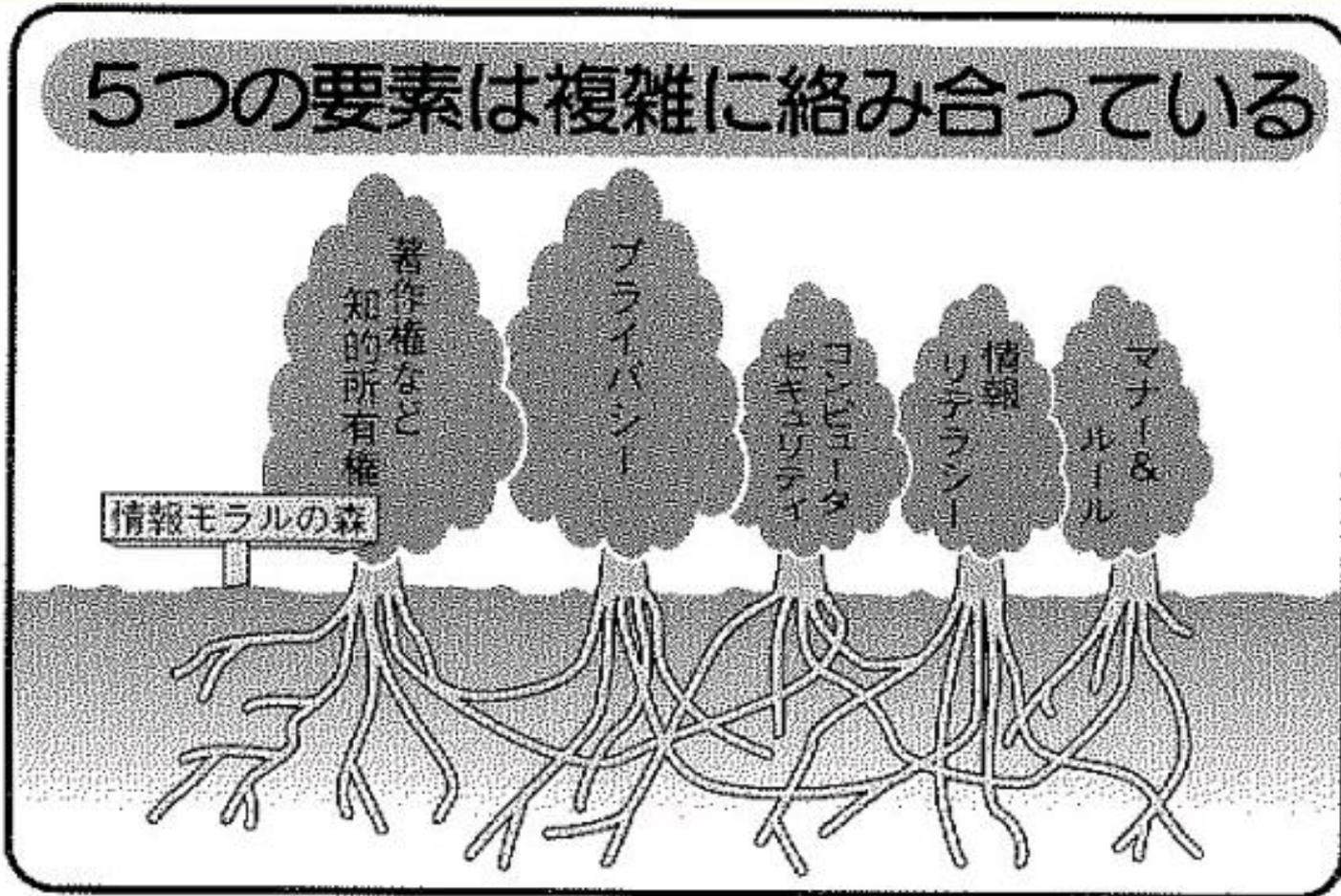
# テーマ 「利用環境整備と著作権思想普及」

- ①「授業目的公衆送信補償金制度」は活用されているか  
: 80%はSARTRASと契約(48億7,000万円)
- ②COVID19パンデミック対策としてのメディア授業と対面授業  
(2020年4月 補償金0円)  
: ICT授業が進まない本当の理由
- ③大学におけるICT授業の実践と著作権・知財教育  
: 山口大学知財センター「知的財産教育研究共同拠点」活動  
(知財教育で唯一)
- ④私立中高一貫校での取り組み  
: 「著作権教育から情報教育へ!」「著作権は情報教育の要」
- ⑤そのほか(小中公立学校、教育委員会、教員研修の実情)  
: ACCSの著作権教育の実践「大原則は許諾を得る事!」





# 情報モラルの森(1998年版)





# 著作権・情報トラブルを「回避」するために

機器やサービスの  
のしくみや特性  
を知る  
法律ルールを  
知る

知識

想像力

想像力を働  
かせて  
結果を予想  
する

行動力

- ・その「場」に対応した適切な行動をする
- ・不安になったら、躊躇せずに信頼できる有識者に確認する。





## (説明用参考資料)

- ① SARTRAS 関連
- ② 山口大学知財教育関連
- ③ ACCS 情報教育関連
- ④ その他





# ①著作権法の目的

## ■著作権法第1条 目的

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、**著作者等の権利の保護**を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

●文化とは生活の総体(紋谷成蹊大学名誉教授)

■いわゆる公共の福祉、国民が著作物を利用する者であつて文化の享受者であるということを念頭において著作者等の経済的あるいは人格的利益を確保することによって、著作者等の労苦に報い、その結果として、よりすぐれた著作物すなわち文化的な所産ができあがっていくことで文化の発展に寄与する

(著作権法逐条講義七訂新版 加戸守行著より)





# 文化の発展





# 著作物(9つの例示列挙言えますか?)

## ■ 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの

- 小説、エッセイ、新聞記事、詩歌、短歌、俳句、脚本、論文、脚本、講演その他の言語の著作物
- 音楽(楽曲、楽曲を伴う歌詞)の著作物
- バレエ、ダンス、ミュージカル、舞踊又はパントマイムの振り付けの著作物
- 絵画、版画、彫刻、漫画、書、工芸品、舞台装置その他の美術の著作物
- 芸術的な建築の著作物(設計図は図形の著作物)
- 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
- 映画の著作物
- 写真の著作物
- コンピュータ・プログラムの著作物

## ■ 単なるデータやアイデア等は著作権法の保護対象外





# 著作者人格権

## ■権利の種類

- **公表権**: 著作物でまだ公表されていないもの(その同意を得ないで公表された著作物を含む。)を公衆に提供し、又は提示する権利
- **氏名表示権**: 著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供・提示に際し、その実名・変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利
- **同一性保持権**: 著作物及びその題号の同一性を保持する権利。その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けない
  - 著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変には適用しない

■ 著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない

■ 著作物を公衆に提供・提示する者は、その著作物の著作者が存しなくなつた後においても、著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作者の意を害しないと認められる場合は、この限りでない

■ 著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなす





# 著作者が有する権利

著作者人格権

公表権

氏名表示権

同一性保持権

著作権法第18条～第20条参照

著作権

複製権

頒布権

上演権・演奏権

貸与権

上映権

翻訳権、翻案権等

公衆送信権

二次著作物の利用に関する権利

伝達権

口述権

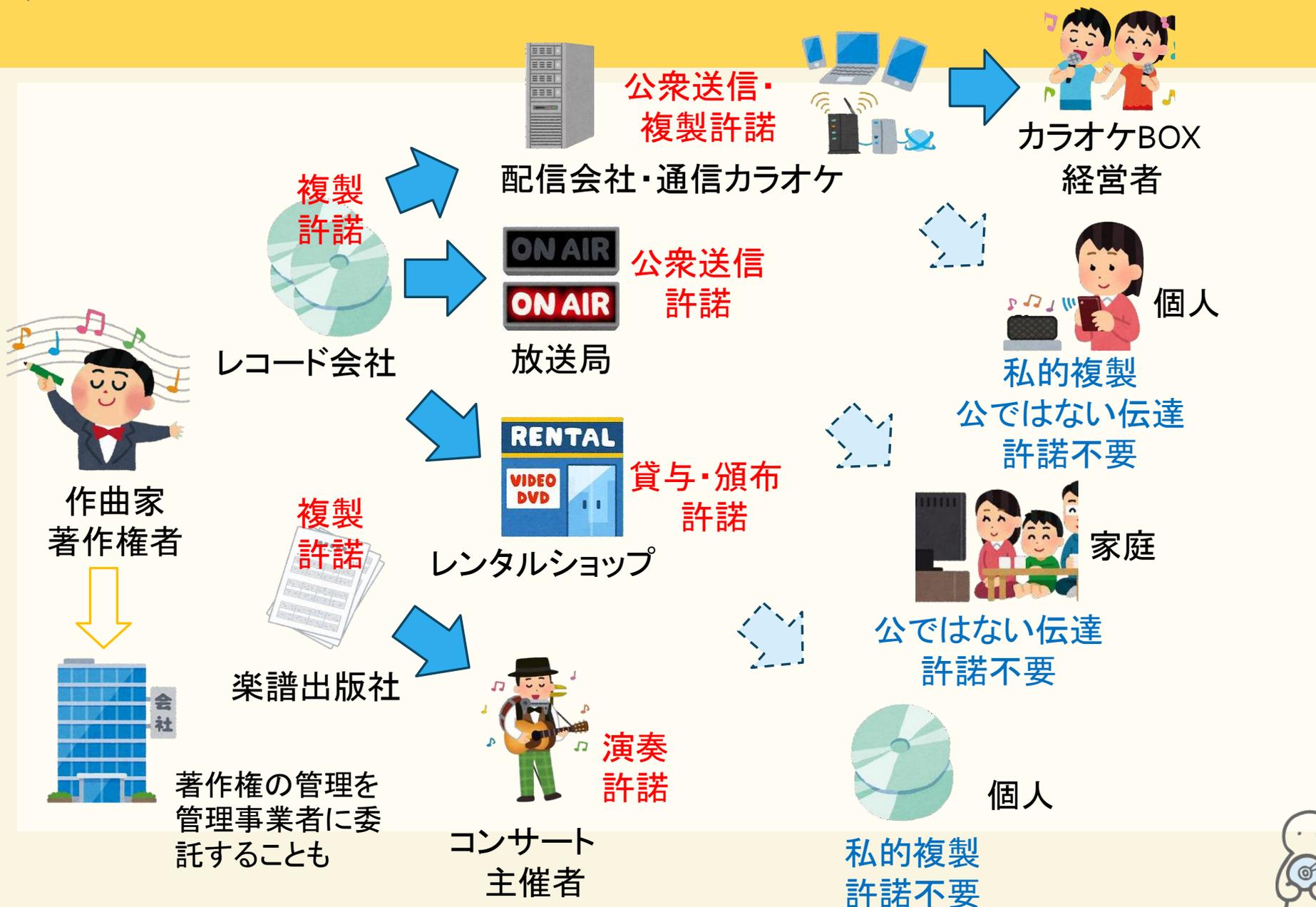
展示権

譲渡権

著作権法第21条～第28条参照



# 権利行使のイメージ（音楽の例）





# 高等教育におけるICTの活用

高等教育におけるICT活用教育について(文部科学省 中央教育審議会大学分科会 制度・教育改革ワーキンググループ(第18回) 平成30年9月配付資料5より)

- ビデオ・オン・デマンド・システムなどリアルタイム配信以外のシステム(ネット配信を含む)を活用したeラーニングによる遠隔教育
- テレビ会議システムなどリアルタイム配信システム(ネット配信を含む)を活用した遠隔教育
- 学修管理システム(LMS)を利用した事前・事後学習の推進
- 教室の講義とeラーニングによる自習の組合せ、講義とインターネット上でのグループワークの組合せ(いわゆるブレンディッド型学習「深い学び」)の導入
- 携帯端末を活用した学生応答・理解度把握システム(いわゆるクリッカー技術)による双方向型授業





## 経緯：教育現場の著作権に関する問題意識

- 近年、情報通信技術を活用して行う教育（以下「ICT活用教育」）が教育の質の向上や教育格差の是正に果たす役割が注目されており、政府としてもこれを推進することとしている。しかしながら、これを推進していく上での障害の一つに、著作権の処理を巡る課題が指摘されている
- 教育機関において、権利処理の手続上の負担から、著作物等の利用を断念するケースが多く、教育上必要な著作物をICT活用教育において円滑に利用できないという実態がある
- 授業内容との関係で重要性が高いとまでは言えない図表や画像等は削除する、権利処理不要で利用できる著作物に差し替える、法第32条（引用）に係る権利制限規定の範囲内で利用できる対応に調整する等の処理が行われ、利用する著作物の削除や差し替えが困難で、かつ「引用」にも当たらないと判断された場合のみ著作権処理が行われている。





# 補償金請求権の付与について

文化審議会著作権分科会報告書（平成29年4月）より

- 複製、同時授業公衆送信、異時授業公衆送信という行為類型のいかんにかかわらず、権利者に及び得る不利益はいずれも軽微とは言い難いのではないか
- 複製には物理的制約、同時授業公衆送信には時間的・場所的制約あることから、著作物利用の頻度・送料は比較的限定的で異時授業公衆送信等に比べて軽微な利用が多いと考えられる
  - 現在無償で可能となっている教育機関における複製や同時公衆送信を補償金請求権の対象とした場合、教育現場の混乱を招きかねず、教育現場における著作物の利用を促進し、教育の質を向上させることにより文化の発展を達成するという法目的が達成できなくなる
- 異時授業公衆送信等は、時間的・場所的・物理的制約がなく、著作物が送信される頻度や送料が大きくなり、複製や同時授業公衆送信に比べて権利者に及ぶ不利益の度合いが大きいと評価できる
- 教育機関における著作物の利用を促進するという観点から、既存の秩序を尊重し、新たに権利制限を設ける異時授業公衆送信等についてのみ補償金請求権を付与することが適当
  - 諸外国では、学校等における著作物の利用に関する権利制限規定において、複製、公衆送信のいずれも補償金請求権等の対象としている例が少なからずみられるが、少なくとも一定の範囲で権利者への対価の還元を行うこととなる点において、国際的な制度との調和が一定程度諮られることとなる





# 改正に向けて：報告書の内容

## ■方向性

権利者の正当な利益の保護とICT活用教育における著作物の利用の円滑化のバランスを図るため、異時授業公衆送信等に補償金請求権を付与しつつ、新たに法第35条の権利制限規定の対象に

## ■具体的な5つの要請

- ①権利者側における、教育機関における教育活動に与える手続き上の負担を軽減するための窓口の一元化
- ②補償金額を定めるための意見集約を行うための体制の整備
- ③法解釈のガイドラインの整備
- ④ライセンススキームの構築
- ⑤教育機関における、研修・普及啓発活動の実施内容や方法の具体化に向けた検討

⇒2018年5月、著作権法改正(3年以内に施行)

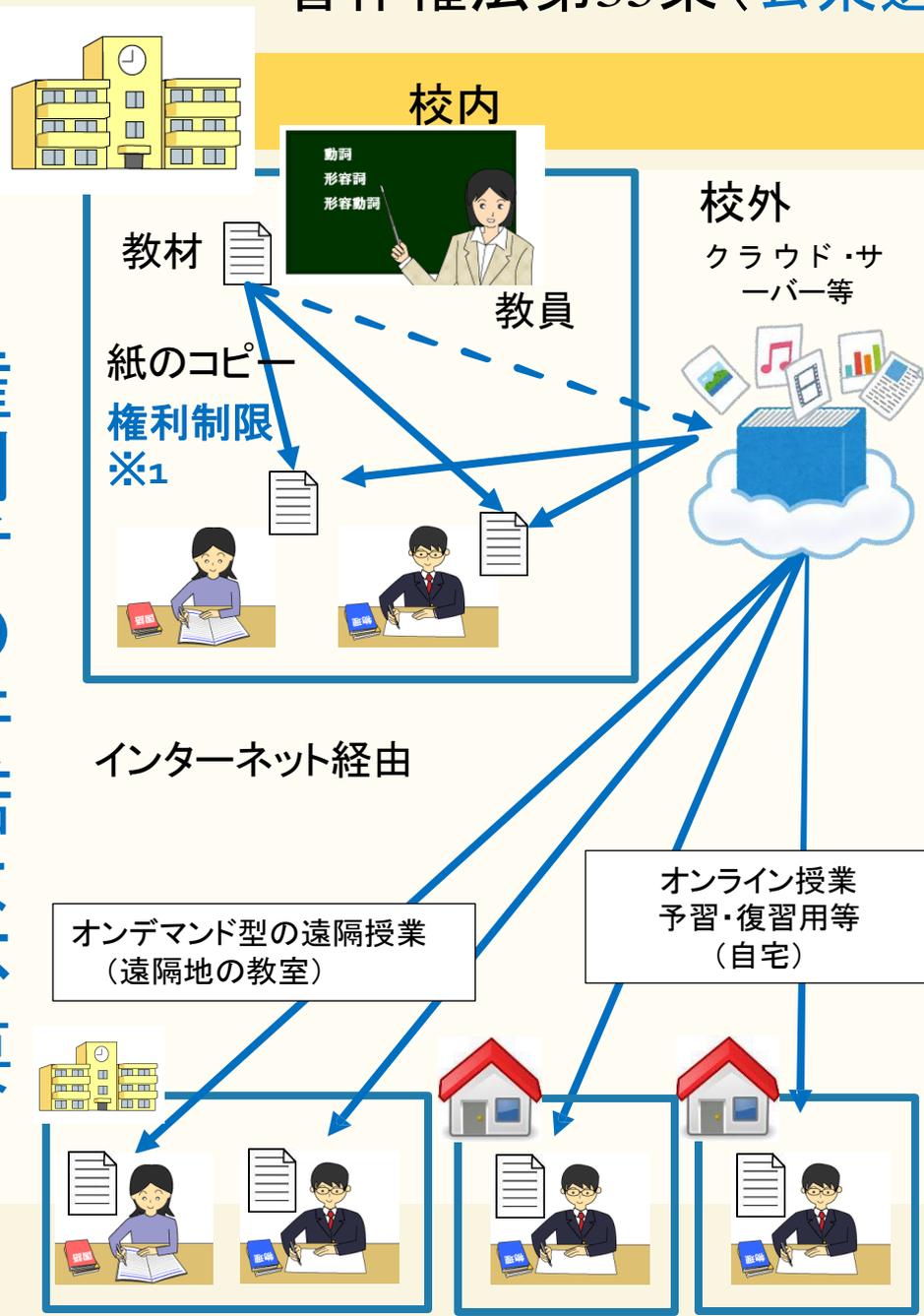




# 著作権法第35条(公衆送信・改正後)



権利者の許諾は不要  
補償金の支払い必要



赤線が補償金の支払い  
で青線に

※1 著作権者の利益を不当に害することとなる利用は許諾が必要。その他、著作権法32条(引用)など35条とは異なる条文が適用になって無許諾・無償で利用できる場合あり

※2 同時中継合同・遠隔授業 ( 対面での授業を、インターネットで遠隔地の別教室等に同時中継)は、引き続き無許諾・無償

※3 URLを伝え、各自がネットに既に第三者がアップした情報を直接参照するだけの場合は教育機関が行う公衆送信とはならない





# 著作権法第35条の諸要件（複製・公衆送信・伝達）

学校その他の教育機関？		No→ 35条以外の権利の制限に当たるかどうかチェック あたらないのであれば許諾を求める
↓ Yes		
授業の過程？		No→ 35条以外の権利の制限に当たるかどうかチェック あたらないのであれば許諾を求める
↓ Yes		
使うのは先生か生徒？		No→ 35条以外の権利の制限に当たるかどうかチェック あたらないのであれば許諾を求める
↓ Yes		
必要と認められる限度？		No→ 35条以外の権利の制限に当たるかどうかチェック あたらないのであれば許諾を求める
↓ Yes		
権利者の利益を不当に害していない？		No→ 許諾を求める
↓ Yes	↓ Yes	
複製または伝達利用？	公衆送信利用で同時中継合同・遠隔授業ではない？	No→ 同時中継合同・遠隔授業なら許諾不要で利用可能
↓ Yes	↓ Yes	
許諾不要で利用可能	設置者が授業目的公衆送信補償金を支払っていますか？	No→ 設置者に支払いを依頼する（支払わないで公衆送信をした場合、設置者には法定債務の不履行として損害賠償責任の対象）
	↓ Yes	
	許諾不要で利用可能	





## 著作権制度の理解を図る→「創作・創造」を促す！

⇒要請⑤教育機関における、研修・普及啓発活動の実施内容や方法の具体化に向けた検討

### ■政府が目指すICT活用教育の推進にあたり、教育関係者/権利者

ともに著作権制度への理解を深めていくことが必要不可欠

- 著作権侵害への懸念や補償金負担に起因するICT活用教育の委縮の回避
- 改正著作権法第35条運用指針への理解促進

### ■教育機関における手続きに関する理解

- 許諾を得る必要がある場合
- 補償金の支払により利用できる場合

### ■教育著作権フォーラムにおける検討も踏まえつつ、共通目的事業を活用するなどした教育機関/権利者間の理解・連携・協力関係の促進





# 教育現場向け一元的ライセンス体制の検討

⇒要請④ ライセンススキームの構築

■著作権法に定める権利制限規定の適用を受けない教育機関内の著作物利用に関しては、従来どおり権利者の許諾が必要

■教育関係者からライセンス環境の整備を求める声がある、文化審議会著作権分科会報告書(平成29年度)が示す方向性の実現に向け、検討継続

- 著作権等管理事業法に基づき、文化庁長官に対し著作権等管理事業者として登録(2020年9月)
- 補償金制度とSARTRASライセンスが一体となり、ICT活用教育を進める上で、教育機関の設置者や教員、学生にとってのコンプライアンスの実現の一助となる著作物等の利用環境の提供を目標
- 2023年5月17日成立した改正著作権法における、いわゆる「簡素で一元的な権利処理」の動向も視野に





## ライセンス実現に向けた課題

- 具体的なニーズが権利者側に伝わっていないため、権利者側でライセンスのビジョンが明確になっていない
- 権利制限に基づく制度との大きな違いとして、SARTRASが仮に一元的ライセンス業務を行うためには、他の著作権等管理事業者同様、権利者との間で権利の管理委託契約を結ぶ必要がある
- 言い換えれば、SARTRASのライセンスで利用が可能となるのは、SARTRASが管理委託契約を結んだ権利者の著作物に限られる
  - 管理対象以外の権利者の著作物利用については、当該権利者の許諾が必要となる
- 権利者として納得のいく額の使用料と、より精緻な利用報告に基づく分配が実現しないのであれば、権利者は管理を委託しない(権利者には管理委託しない自由がある)





## その他の取り組みと課題

### ■これまで以上に利用しやすい制度の実現

- 教育機関設置者と現場の教員、学生との情報共有の促進
- 改正著作権法第35条運用指針の充実化
- 教育目的の権利制限利用を補償金対象として35条に一本化
  - 授業目的の複製や同時遠隔合同授業における公衆送信
  - (初等中等教育)デジタル教科書の公衆送信

### ■ICT未活用教育機関設置者への案内・説明

- ICT活用教育の必要性の強調

### ■分配方法の改善

- 教育側・権利者側双方の利用報告負荷の軽減
- 利用報告対象教育機関の数の拡大
- 分配対象権利者の数の拡大

### ■共通目的事業の充実化





## ②山口大学知財教育関連

■山口大学知的財産権センター（平成16年設立）

■「知的財産教育研究共同利用拠点」活動

山口大学研究推進機構知的財産センターは実践的知財教育（学生に対する知財教育の必修化等）が評価され、平成27年文部科学大臣より「知的財産教育」共同利用拠点大学に認定される。



# ◆「知的財産立国」政策の中で求められている知財教育

背景・課題

- ◆ 日本の国際社会における産業競争力の低迷
- ◆ 経済社会の知財戦略を支える裾野人材の不足
- ◆ 知的財産マインドの未醸成
- 2002年、「知的財産立国」の政策が打ち出される(国際競争力の再建策の一つ)



「知的財産立国」政策の中で求められている知財教育

◀ これまでの大学における知財裾野教育の取り組み ▶

- ◆ 特定の学部や研究科が選択科目として、或いは専門科目の中での断片的に知的財産教育を実施
- ◆ 多くが理工系の学生を対象とした知的財産教育を実施

縮小された取組がなされていなかたのが現実

● 文系理系を問わず専門性や重要性に適合した知的財産に関する知財のM・E・N・P・Lを社会の発展に役立つことができる知財の育成が重要

(注) 知的財産創造の担い手や初歩的な知財知識・問題解決スキルを有する人材、社会における知的財産の活用を支援した上で活動できる人材等



● 第2章 基本的方向 ● 第3章 具体的行動計画

4 人的基盤の充実

1 知的財産の創造と推進 (3) 創造性を育む教育・研究人材の充実

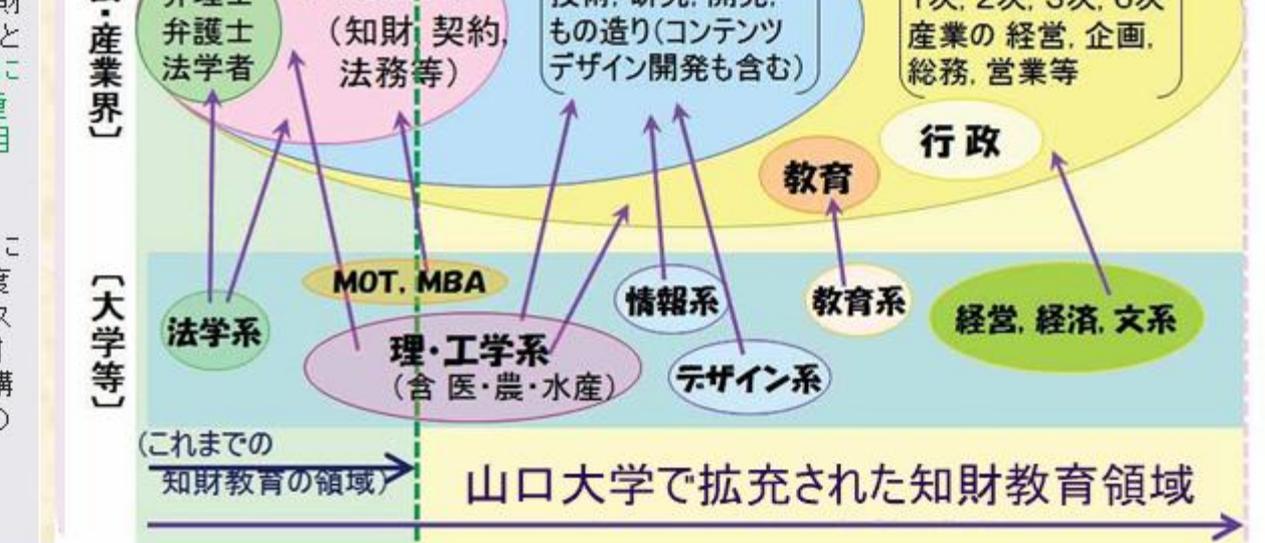


※消費者基本法の改正 (H24年8月22日)(第七条二項) 消費者は、消費者に関し、口先の保口 = 知的財産等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

・知的財産立国の実現には、**知的財産創造の担い手育成**・**専門家の養成**(法科大学院における知的財産法教育の充実)・**大学・公的研究機関等には、研究開発から事業化までを見通して管理する知識・能力をも有する人材が必要**

・**初等・中等教育における知的財産に関する教育の推進**(知的財産に関する教育手法の研究、教育者の知的財産制度に関する知識向上)

・**大学生一般に対する知的財産教育の推進**(一般学生向けの**知的財産の講義の開設**を促進)



# ◆ 学生への知財教育・・・全学必修(2013年～)

● 知的財産入門- (2013～) ※必修科目

## 知的財産の全体像

### 著作権

- ・著作権の基礎知識
- ・著作権法に定められた権利
- ・著作権の権利制限・研究者マナー

### 産業財産権

- ・特許制度
- ・意匠制度
- ・商標制度
- ・知財情報検索



必修だからしょうがないか

**必修**

知的財産？俺には関係ないな

山口ちざい君(学生)

※“知財アレルギー”がでないように工夫

おろ、知財って意外と身近なものなんだ。それに思ってたのたよりおもしろいかも！

このブロックには、知財教育に関する様々な資料が紹介されています。左側には「著作権を授けてみよう」や「特許権の取得」に関するスライドが複数枚表示されています。中央には「知財入門」の教科書カバーが複数枚重ねて表示されています。右側には「知財の身近な事例」や「特許権から見えるもの」に関するスライドや、具体的な商品（例えば、緑色のボトル、白い容器、積み重ねられたブロック）の画像が散りばめられています。また、「教科」のセクションには、教科書の詳細情報が記載されています。

### ● 教科

「これからの知財入門～5歳の時の『歪的知識』」

- ・著者 国立大学法人山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター
- ・発行 日経BP社(初版 2016.3.25) ※現在第4版
- ・定価1500円(外税)
- ・ISBN 978-4-296-20195-2



# ◆全学必修知財教育からの展開

## ●知的財産入門- (2013~) ※必修科目

### 知的財産の全体像

#### 著作権

- ・著作権の基礎知識
- ・著作権法に定められた権利
- ・著作権の権利制限・研究者マナー

#### 産業財産権

- ・特許制度
- ・意匠制度
- ・商標制度
- ・知財情報検索



### 実社会

## 就職活動にも役立つ!

※学生の時に知財の基礎を固く習っている(強み)  
 ※就職したい企業の知財情報を調査・分析し活用できる

## ●知的財産特論(2016~) ※大学院必修知財科目

### 展開

よし、知財についてもっと強  
 してみよう

●教育現場と知的財産 (2023~)

●経営と知的財産 (2020~)

●標準化と知的財産 (2016~、学生の専門領域・将来像に配慮・関連した内容)

●コンテンツ産業と知的財産 (2014~、学生の専門領域・将来像に配慮・関連した内容)

その他、各学部が別途設けている専門科目もある。●知的財産権法(経済) ●教育現場における知的財産入門(教育) ●特許法(工) ●知的財産と経営(国⇒) ●国際知的財産論(国⇒)等

●情報法と知的財産 (2020~)

●知的財産管理論 (2020~)

●著作権と市民社会 (2015~)

●知財情報の分析と活用 (2014~、学生の専門領域・将来像に配慮・関連した内容)

●ものづくりと知的財産 (2014~、学生の専門領域・将来像に配慮・関連した内容)

●農業と知的財産 (2015~、学生の専門領域・将来像に配慮・関連した内容)

●種苗法(2020~)

●商標法(2015~)

●意匠法(2015~)

●特許法(2015~)

●著作権法(2015~)

●不正競争防止法(2015~)

必修知財科目を受講した学生

知的財産の点から一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会法律(知的財産権法)

● 知財入門科目 (通必修) … 『知的財産入門』 2013年～ 【対象学生等】 学部1年生、1単位

【1科目・13クラス】 前期前半 ①教育1(金)、②農・獣医(金)、③理(金) @ 一部2年次履修有り  
 @ うち7クラスは 後期前半 ④経済1(木)、⑤工1(木)、⑥工2(木)、⑦医(金)、⑧教育2(金)  
 工学部教員が担当 後期後半 ⑨経済2(木)、⑩国総(木)、⑪工3(木)、⑫人文(木)  
 (継続的な学内FD) その他 ⑬再履修生向け(常盤C、集中)

● 知財展開科目 (通選択) 【対象学生等】 学部1～4年生、5・6・7は2単位、その他は1単位

【16科目・1クラス】 ※原則、集中講義 2014年～ 7・8・9 2015年～ 2・3・4・10・12・14・15  
 2016年～ 13 2020年～ 5・6・11・16 2023年～ 1

< 1～8 前期 >

- 1 教育現場と知的財産(4月)
- 2 著作権法(5月)
- 3 著作権と 民社会(6月)
- 4 特許法(6月)
- 5 種苗法(7月)
- 6 経営と知的財産(7月)
- ものづくりと知的財産(9月)
- 8 ① 知財情報の分析と活用(常盤C、9月)
- 8 ② 知財情報の分析と活用(吉田C、9月)

< ～16 後期 >

- コンテンツ産業と知的財産(10月)
- 10 農業と知的財産(11月)
- 11 情報法と知的財産(11月)
- 12 商標法(11月)
- 13 標準化と知的財産(12月)
- 14 意匠法(12月)
- 15 不正競争防止法(12月)
- 16 知的財産管理論(1月)

● 大学院知財科目 (通必修) … 『知的財産特論』 2016年～ 【対象学生等】 修士1年、1単位

【1科目・8クラス】 前期前半 ①基礎科学(木)、②建設環境・化学(金) @ 一部博士1年次 び  
 前期後半 ③機械・電 情報(火)、④医学系(火)、⑤人文・球圏・農学系・経済(金) 先取り学部4年次履修有り  
 後期集中 ⑥社会人、⑦留学生、⑧留学生(獣医学研究科相乗り)

● その他 (学部の専門科目のうち知財Cが担当しているもの。オムニバス担当のものは含まない。)

【5科目・5クラス】 1 知的財産権法(経済) 2 教育現場における知的財産入門(教育)  
 3 特許法(工) 4 知的財産と 経営(国総) 5 国際知的財産戦略論(国総)

◆シラバス・教材例・・・「教育現場と知的財産」

項目	内容
第1週 現代社会における知的財産と学校教育の関わり	知的財産に関する基礎的事項を確認すると共に、Society 5.0を見据えた現代社会との関係を確認し、学校現場における知的財産の重要性を、教育と校務の観点で見つめ直す。
第2週 著作権法と特許法から見る学校教育 (1)～知財に気づくアンテナを立てよう～	学校で起こりうる著作権及び特許権に関する事例を想定し、地域社会や学校に潜在する知的財産を見いだす。 なお、著作権法35条の改正情報についても扱う。
第3週 著作権法と特許法から見る学校教育 (2)	学校で起こりうる著作権及び特許権に関する事例を想定し、法的に公正で関係者にとって公平で適切な取扱いについて考える。
第4週 教育現場における著作権対応 (1)	著作権に関する基礎的な内容の理解と、教育活動において著作物を適正に利活用するための応用力を事例を通じて確認する。
第5週 教育現場における著作権対応 (2)	著作権に関する基礎的な内容の理解と、教育活動において著作物を適正に利活用するための応用力を事例を通じて確認する。
第6週 知財創造教育のあり方と指導方法 (1)～事例に学ぼう～	小学校3年生の道徳で実施された著作権の授業の動画を参観し、指導のポイントを学ぶ。
第7週 知財創造教育のあり方と指導方法 (2)～教材・教具・指導略案を作成してみよう～	児童生徒の創造性を喚起し、尖った才能を潰さず育むような、学びの場を醸成する教材や指導法のあり方を考え、その教材を作成する。
第8週 期末試験と総括 (レポート)	テスト60分、最終課題レポート「私の目指す教育に、どのように知財創造教育を取り入れるか」20分

**抜粋1**  
「現場での**著作物の適切な取り扱い(保護)**を考える」

学校で起こりうる著作権に関する課題とその対応の全体イメージ **抜粋1**

- ①ドリルのコピーの配布
- ②合唱コンクール(校外大会)での楽譜の複製
- ③卒業記念思い出DVD等での楽曲の利用
- ④NIEとして同一記事を、クラス全員印刷
- ⑤授業外での、学校図書室の本のコピー など

【前提条件】  
そもそも著作物か？  
→ 依拠性・類似性  
→ 利用行為があるか？

関連する権利制限規定

私的複製 (17条)	授業等での複製 (22条)	複製 (23条)	複製 (24条)	複製 (25条)	複製 (26条)	複製 (27条)	複製 (28条)	複製 (29条)	複製 (30条)
------------	---------------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

利用の態様を、権利制限規定に照らして考える

考えられる著作権保護を念頭に以下の対応

- ①ドリルは全員が購入。OR 先生がオリジナル問題を作る。
- ②楽譜は全員が購入。OR 課題曲は教科書から、自由曲は各自で私的複製。
- ③JASRACで権利処理を行う。OR フリー音源を用いる。
- ④教員が同じ記事を大量複製せず、各自で自宅や図書館から記事の複製を得る。
- ⑤「総合的な探究の時間」で評価する取組みは授業の過程、それ以外のコピーは図書館へ。

**抜粋2**  
「著作物が保護される(生徒の創作が尊重される) 授業で**生徒の創造性**の喚起を目指す。」

道徳の授業での展開 (山口市立平川小学校3年5組 藤田教諭) **抜粋2**

ケース1  
同じ気持ちなんだから、そのまままねていいのかな？

ケース2  
先生は真似されたら嬉しいけどなんでダメなの？

ケース3  
道徳の時間、授業の準備を始めていた時に、隣のクラスの先生が来て、授業の準備を始めていた。その先生が、授業の準備を始めていた。その先生が、授業の準備を始めていた。

ケース4  
漫画家は真似にもなるからいいんじゃない？

マンガがその分売れないので、次の作品が売れなくなる。

みんなは、「著作権で作品が守られる世界と、著作権がなくて作品が勝手に他の人に使われてしまう世界のどっちに住みたい？」



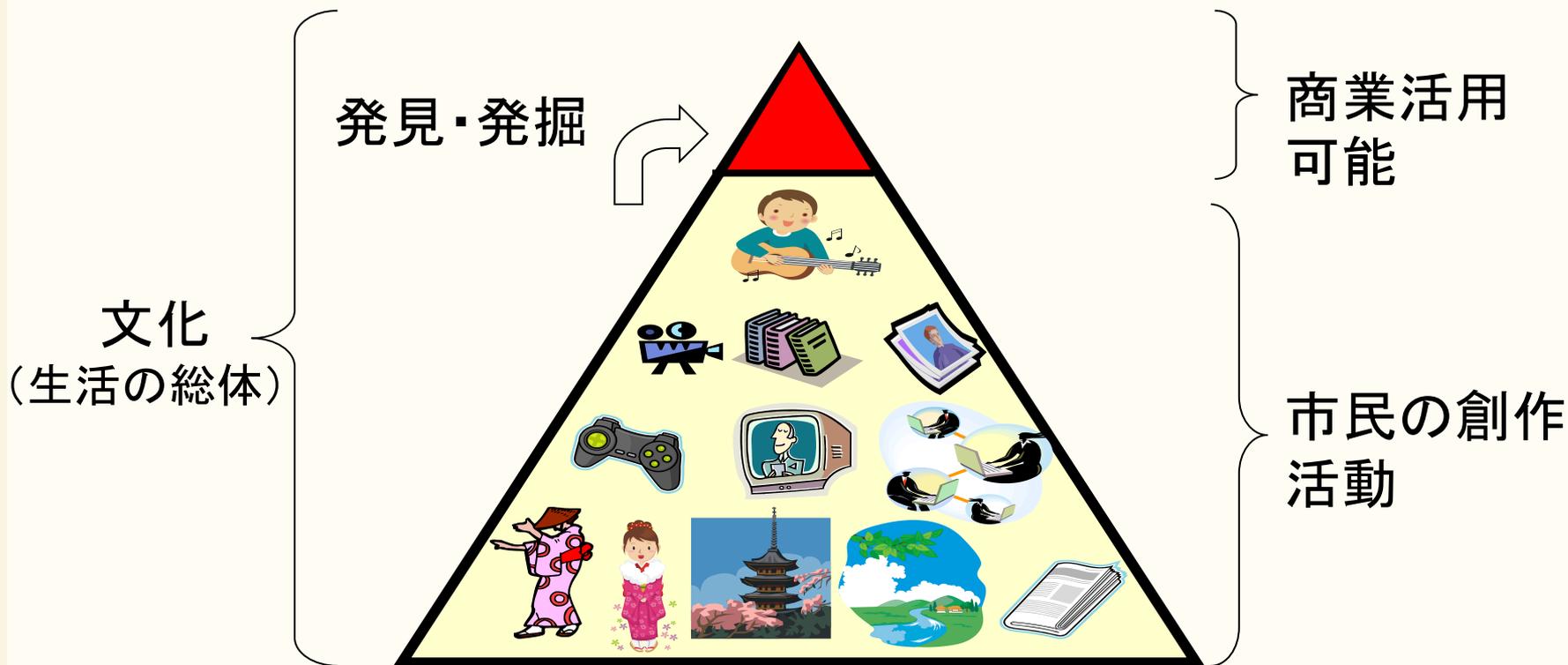
## ③ACCS情報教育活動

- 山口大学、行政書士会連合会、ACCSの3組織合同  
著作権思想普及事業の展開(著作権教育Eネットワーク)
- 山口大学、国士舘大学、東京工芸大学等  
著作権・知的財産法講義
- 全国少年院、私立中高一貫校での「情報社会の安全・  
安心教育」(著作権・情報モラル10か条づくり)
- ACCS情報教育推進プロジェクト(基礎情報学研究会等)
- 著作権関連団体、情報アクセスビリティ向上団体  
(全視情協)との連携





# 創作活動と地域の活性化（知財教育の重要性）



- 文化産業は著作権産業
- 地域の固有性と住民の創造性の活用
- 文化、創作の裾野を広めることが肝要





# 創作は生命情報を源泉とする

インタビュー 1.....

## 創作は体験に根ざす

漫画家・松本零士氏

『宇宙戦艦ヤマト』や『銀河鉄道 999』のヒットで時代を築いた松本零士氏に創作をめぐる話を聞きました。松本先生は、好奇心の塊で、体験を重んじ世界中を飛び回っています。そしてその体験を結晶化し、社会情報を織り交ぜ、創作を続けています。インタビューは、松本先生の仕事場である零時社にて行われました。底に蒸気機関車の車輪があり、玄関のドアにはフィルムのリールをモチーフにした装飾が施されています。一歩、家のなかに踏み入れると資料の山・山・山。



・松本先生は「創作は体験に根ざす」と言われていますが、それはたとえばフィクションであっても身体的な理解が重要だということなのでしょう。

松本：体験しないと奥行きが出てこない、ウソっぽく感じられますね。私はこれまで

さまざまな体験をしてきました。飛行機を操縦してナイアガラの滝やナスカの地上絵の上も飛んだし、ミイラと肩を組んで写真も撮りました。アマゾン川でピラニアをとり、生のまま食べてしまったりもしました。寄生虫のことを考えると、危なかったですよ。マサイ族の絶世の美女の写真を撮ろうとして、近くにいた男にヤリで脅されたこともあります。しかし私が漫画家だというと、「ワーッハッハ」と笑って「どンドン撮れ！」と言ってくれました。これだけでなく、漫画家というだけでいろいろと親切に体験させてもらいました。ほかの人は入れてもらえませんでした。漫画家の私は、昔、ソ連の宇宙開発の現場にも入れてもらいました。そうした体験がすべて漫画に活かされています。

「AI×クリエイティビティ情報と生命とテクノロジーと。」より

創作は、文化を育み未来をつくる。  
Creation fosters the development of culture and helps to realize the vision of a future.  
창작은 문화를 기르고 미래를 만든다.  
創作孕育文化、创造未来。

社団法人 コンピュータソフトウェア著作権協会  
Association of Copyright for Computer Software  
대한전자저작권협회  
http://www2.accss.jp

創作は人間だけができる知的な活動です。  
Mind's eye - a work that each individual creates in the mind to represent their own character.  
The path to creation is an uphill struggle.  
Let us unite in the effort to build a society that protects creators' individuality and efforts.  
© 2005 LEJLI MATSUMOTO, TOEI ANIMATION, ACCS

창작은 인간만이 할 수 있는 지적인 활동입니다.  
(마인드·아이). 마음의 눈을 통해 각 개인이 창조해 낸 작품은 그 사람의 인격 그 자체.  
그리고 창작에의 같은 결과 일치만은 없습니다.  
창작자의 인격과 노력이 지켜지는 사회를 모두가 만들어 갑시다.

創作は、人間だけが出来る知的な活動です。  
マインズ・アイ、心の目を通して一人一人が生み出す作品は、その人の人格そのもの。  
そして創作への道は、決して楽なものでもありません。  
創作者の人格や努力が守られる社会を、皆で築いていきましょう。

ACCS × 松本零士先生ポスター





## 小学生向け著作権教材 無料配布のご案内

<https://www2.accsjp.or.jp/activities/2022/news124.php>



スマホからも閲覧できます。

### ◎パワーポイント教材

#### 「作品を作った人を守るためのきまり(著作権)」

- ・小学生が知っておくべき著作権を網羅し、40分程度で著作権の授業を行えます。
  - ・一部分を活用して、短時間で指導することもできます。
  - ・学習指導要領に記載のある「引用」も解説しています。
- (3、4年生向け／5、6年生向け)

“著作権”はどうしてあるのかな

→ 作った人の気持ちを守るため  
※作った人が作品を勝手に使われて、いやな気分  
守: 使いたいときは「使わせて」と言おう

→ 作っ  
うに 友だちがかいたマンガを.....  
※マ: ・コピーして配りたい  
も: ・セリフをかえたい  
も: ・インターネットに上げたい

使いたいときは、作った人に「使わせて」と言いて、「いいよ」と言われてから使おう  
**許可をとる**

丸写しして自分がかいたこととするのは、許可してもらえないね

### ◎動画教材

#### 「著作権について学ぼう」

ちょっとだけかえて自分のものにされた

あれ？  
ゆみちゃんとのちゃんの作文よく似ているな。

少しマヌシだけど、気取らないよ！

上記教材を元に作った動画教材です。  
互いの創作への尊重に主眼を置き、  
小学校3、4年生が学校で創作する作文や  
絵を題材にしながら、著作権の概念が理解  
できるものとなっています。(7分間)  
(山口大学学生による制作)

#### 著作権教育Eネットワークとは

日本行政書士会連合会と国立大学法人山口大学、一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会の三者が連携し、児童、生徒、学生、教職員の方々に対象に、著作権教育(E)を全国で(ネットワーク)おこなう活動をしています。本教材を用いた出張授業も可能です。

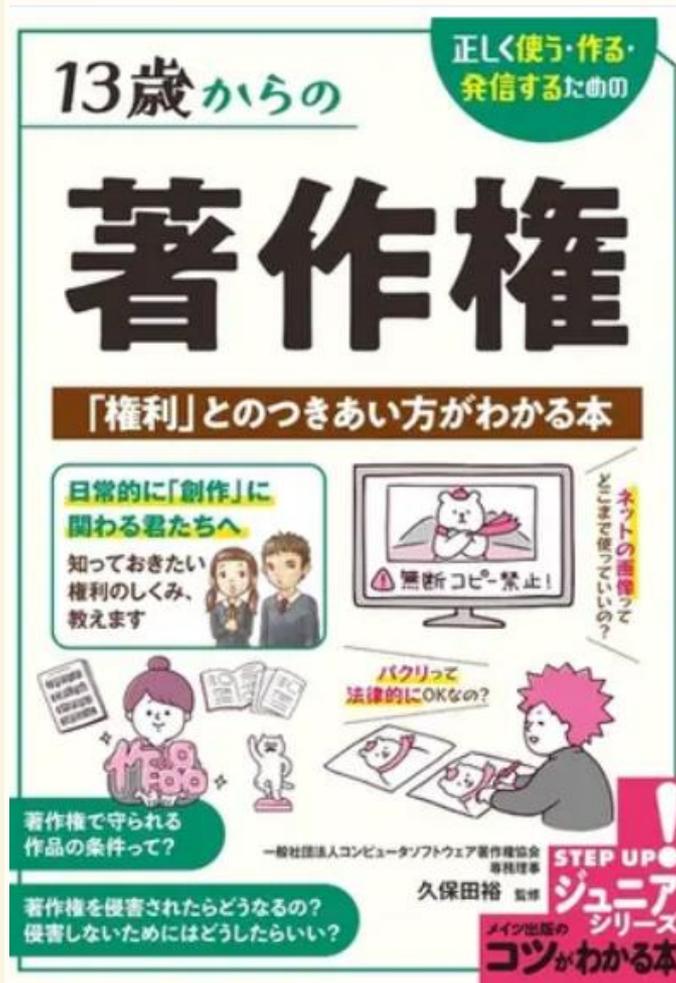
#### 問い合わせ先

(一社)コンピュータソフトウェア著作権協会  
著作権教育Eネットワーク担当  
mail : E\_network@accsjp.or.jp  
<https://www2.accsjp.or.jp/> TEL: 03-5976-5175





# 13歳からの著作権 著作権法基本の基



2022年刊行

PART1 入門編

これだけは知っておこう

PART2 初級編

著作者にはどんな権利がある

PART3 中級編

著作権を侵害されたらどうする

PART4 番外編

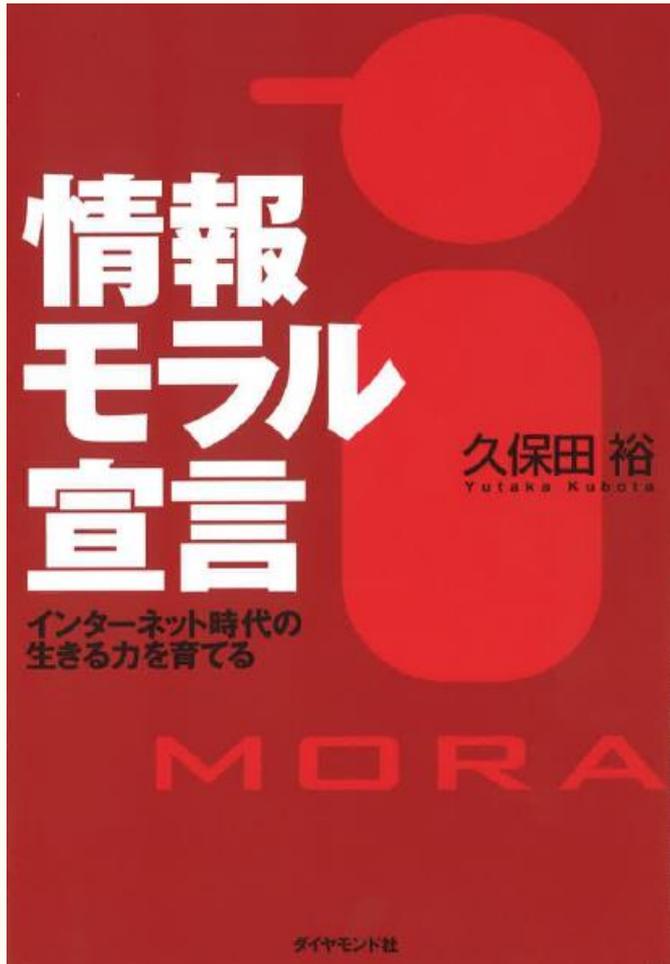
著作権に関連する制度や法律

知っておきたい著作権Q&A





# 情報モラル宣言 インターネット時代の生きる力を育てる



2006年刊行

- 第1章 数字で見る情報社会と情報モラル
- 第2章 情報モラル10ヶ条と学校での取り組み
- 第3章 情報モラル運動がもたらす創作の復興
- 第4章 情報モラルと親・大人・市民の責任
- 第5章 情報モラル都市宣言
- 第6章 世界に広がる情報モラル





# 人生を棒に振るスマホ・ネットトラブル



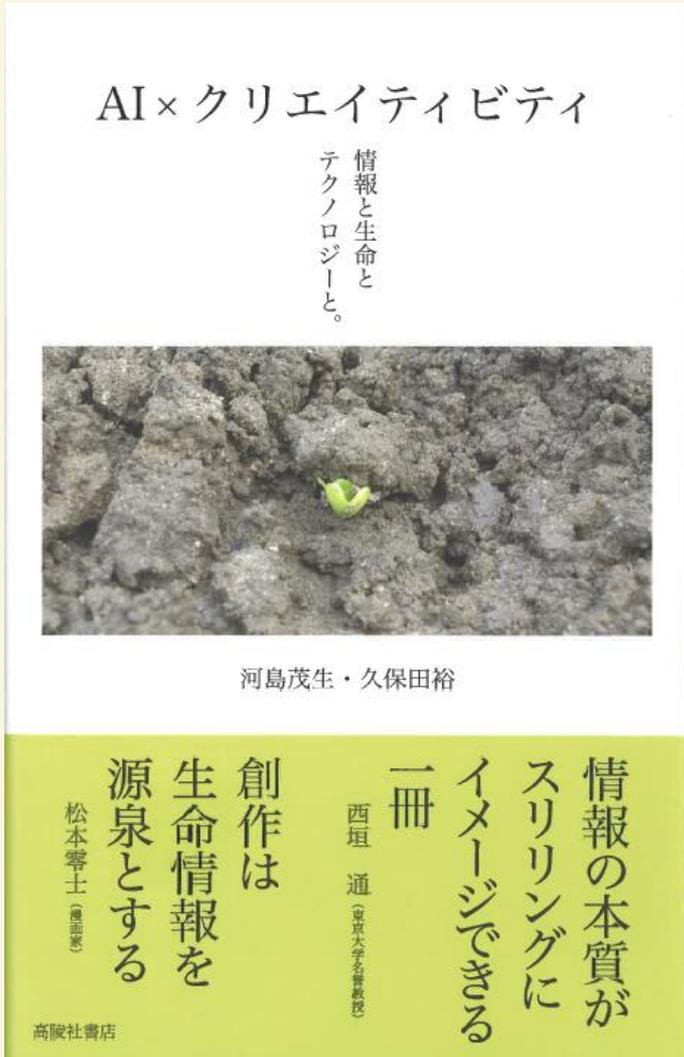
2014年刊行

- 第1章 ひとつの投稿で一生が台無しに
- 第2章 拡散の怖さを知らない子どもたち
- 第3章 SNSの悩ましさ
- 第4章 違法行為で人生を棒に振らないために





# AI×クリエイティビティ(AI生成ソフト問題を考える！)



2019年刊行

## 第1部 AIの時代

第1章 テクノロジーのちから

第2章 機械的生命・機械的頭脳への欲望

第3章 人間と機械は同じなのか

## 第2部 生物と情報の相即不離

第4章 生物とはなにか=オートポイエーシス

第5章 はじめに「情報」があった

[インタビュー1] 創作は体験に根ざす

松本零士(漫画家)

## 第3部 AI時代の創作

第6章 創るために、生命情報に耳を傾ける

第7章 創作のため、先人の知恵を借りればよい

第8章 唯一無二だからこそ、唯一無二の表現ができる

第9章 創作とテクノロジー

第10章 創作の倫理

第11章 創作の有機的な連関を支える

[インタビュー2] 音声認識技術によって価値をもたらす

鈴木清幸(アドバンスト・メディア社会長)





# 基礎情報学入門(西垣 通著)





# ビジネス著作権検定（初級教育著作権検定）



公式サイト (<https://www.sikaku.gr.jp/bc/>) より

ビジネス実務、日常生活においてますます必要とされる著作権に関する知識および関連する知識について、その基礎的な理解、具体的な裁判例・ビジネス実務における慣例を基準とする事例判断での応用力をそれぞれ測定する検定です

BASIC、初級、上級があります。教育著作権検定もあります。





## ご清聴ありがとうございました

■ACCSでは教育機関や企業、各種団体で実施する著作権や情報モラルに関する講習会等に職員を講師として派遣しております。また、著作権・情報モラルに関するご質問も受け付けております。気軽にお問い合わせください。

**公式Webサイト** <http://www2.accsjp.or.jp/>  
著作権侵害事件の情報のほか、「著作権Q&A」  
著作権やソフトウェア管理に関する小冊子のPDF配布も  
行っております

**スマートフォンサイト** <http://www2.accsjp.or.jp/sp/>  
「著作権Q&A」「4コマ漫画」を公開しています

